

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、近隣住民や友人、家族との会話に困難を来し、人との交流が少なくなることによるコミュニケーション能力の低下から、認知症やうつ病の原因となることが指摘されています。

また、生活を営むための移動手段である自動車の運転も困難となり、火災や地震などの災害時の対応が遅れ、命に関わる重大事態を招きかねません。

2015年に策定された厚生労働省の認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」では、「難聴」が認知症の危険因子の一つに位置づけられており、WHOの「認知機能低下および認知症のリスク低減」のガイドラインでは、難聴の管理として「難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである」としています。

欧米では難聴を「医療」の分野とし、補聴器は中等度難聴（両耳の聴力レベルが41デシベル以上）から公的給付の対象となっていますが、日本では「障害」の分野となる高度難聴（両耳の聴力レベルが70デシベル以上）にならないと公的給付の対象になりません。その上、補聴器の価格が高く、年金生活者にとって購入が困難な状況です。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の経済的負担を軽減し、社会参加を促すことによるより豊かな社会生活の実現のため、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度を創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

田辺市議会議長 北 田 健 治

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣